

東京都社会福祉審議会・公開研究会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と障害者
（児）福祉への影響と課題

小澤 温（筑波大学・人間系）

※本レポートは、きょうされん、知的障害者福祉協会等の関係団体の発行するニュースをもとに内容を整理して作成した。

感染拡大に伴う問題（1）

- 全国各地で、COVID-19感染拡大のみられた2020年初期の段階から障害福祉施設における感染クラスターの発生が生じた。
- この時期の大きな問題としては、障害者支援施設の職員や利用者に体調不良や濃厚接触の疑いのある場合、速やかにPCR検査を受け、クラスターを防ぐ対策が中心でしたが、PCR検査体制の限界と不備もあり、初期には、施設内での感染クラスターの発生がかなり起きた。

感染拡大に伴う問題（2）

- 障害者支援施設、グループホームといった居住型施設では、感染者が出た場合、業務上、相当数の濃厚接触者が生じることもあり、職員体制にも深刻な影響が生じた。
- 感染者が速やかに入院、あるいは、治療や支援を受けながら過ごせる場の確保が必要になった。
- 障害のある人の場合、住み慣れた環境が大きく変わるような入院、隔離はかえって、メンタル面に問題が生じることがある。そのため住み慣れた施設やグループホームの中で静養するのか、クラスター発生防止のために入院、隔離をするのか、総合的に判断する必要が生じた。
- 住み慣れた施設で静養をする場合、感染者と非感染者との空間分離（ゾーニング）が必要であり、施設の環境（施設基準の4名を1室での環境）によっては物理的に困難な状況がみられた。
- 感染者が発生した施設では、医療機関同様に、衛生用品や感染防護用品が必要であったが、これらの用品は、医療機関と異なり、障害福祉サービス事業所では、日ごろの備えがあまり多くないこともあり、感染拡大初期には、相当、不足した状況がみられた。

感染拡大に伴う問題（3）

- 通所を中心とした障害福祉サービス事業所の場合は、在宅生活をしている利用者や主たる介護者が感染した場合、通所ができなくなるだけでなく、自宅での暮らしの維持が困難になった。
- 特に、障害のある人と主たる介護者との家庭内で自主隔離を十分に行うことはかなり困難であり、障害のある人を一時的に支援する場（ショートステイなど）が必要になるが、そのような社会資源は地域偏在しており、利用が困難な場合が多い。
- 移動支援に関わっている障害福祉サービス事業所では、外出自粛によってキャンセルが増大し、その事業の継続に対して深刻な事態が生じた。同様に、ホームヘルプサービスに関わっている居宅介護事業所においてもキャンセルや訪問時間の短縮などにより、かなりの減収になった事業所も少なからずみられた。
- このような直接的な感染拡大の問題に加えて、障害福祉サービス事業所の利用者や職員が社会からの差別や偏見、SNSによる中傷などがしばしば起きた。
- 社会への理解や啓発、障害の特性によって生じる課題（感覚過敏等によるマスク装着の困難な場合、身体・行動上の課題によりワクチン接種が困難な場合など）への理解といったことも社会の理解が必要である。

感染拡大に伴う問題（４）

- COVID-19感染拡大により、2020年度においては、各種の専門研修の中止・延期が起きた。
- 特に、都道府県を中心に開催されるサービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修、相談支援従事者養成研修の中止、延期は、これらの研修によって専門人材の配置による加算を受けている障害福祉サービス事業所にとって加算が取れなくなるだけでなく、場合によっては、指定条件を満たさないことから事業指定の取り消しも生じる。
- そのため、これらの研修の一部をオンラインによる研修に切り替えながら対応を進めた都道府県もみられた。相談支援従事者養成研修の場合は2020年度に研修カリキュラムを演習中心に大幅に見直したことから、オンライン研修の課題に関しては、今後、十分な検証が必要である。

感染拡大に伴う問題（５）

- 就労支援に関わる事業所では、一般企業からの受注の減少もあり、生産活動収入が大きく減少し、利用者の工賃の著しい低下もみられた。
- 事業所で製造した物品や食品の販売も、感染拡大により、大きく減少したところが多く、事業所でみられた。
- 一般就労が困難な障害者にとっては、就労継続支援事業所が重要な役割を果たすが、仕事の減少により利用者を多く受け入れても、作業や活動があまりないため受け入れることが難しい状況もあり、悪循環になる。
- 就労移行支援事業所では、感染拡大による企業の業績の悪化により、就職支援に関しても障害者雇用の現状は非常に厳しい状況がみられた。

感染拡大に伴う問題（6）

- 放課後等デイサービスのような障害児（主には、特別支援学校や特別支援学級の在籍生徒）の放課後の活動支援を行う通所の事業所では、学校の休校の時には、放課後デイサービスの開所時間を延長、家庭から行き場のない利用者の増加に伴って、職員の勤務体制に過重の負担が生じた。
- 休校が解除されても、授業時間の短縮、分散登校といったことによって、この事業を担う事業所の職員の負担は、**COVID-19**の感染を避けるための環境配慮や利用者の健康配慮しながら、本来の業務である療育支援を行うため、非常に大きなものがあった。

障害者福祉施策における緊急対応 (主に、2020年度) (1)

- COVID-19の感染拡大によって生じたさまざまな問題に対して、国は2020年6月に補正予算を組んで対応した。
- 障害福祉関係の主な支援策：
 - 1)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
 - 2)効果的な感染防止等の取り組み支援事業
 - 3)特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの代替的支援事業
 - 4)就労系障害福祉サービス等の機能強化事業
 - 5)新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業
 - 6)医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業

障害者福祉施策における緊急対応 (主に、2020年度) (2)

1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

- 都道府県に対しては、消毒液、マスク等の必要な物資の備蓄の支援、感染拡大の緊急時の応援と調整機能の確保、感染症対策窓口の設置の資金支援
- 障害福祉サービス事業所に対しては、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の職員が、サービス利用を控えている人の現状把握や支援のためのアセスメントやニーズ調査の実施を行うことへの資金支援
- 障害福祉サービス事業所の感染症対策のための物品購入、外部専門家による研修、感染発生時の対応のための事業所内における多機能型簡易居室の設置に必要な費用の助成
- その他、事業所に勤務し利用者との接触を伴う業務にかかわる職員への慰労金の支給

障害者福祉施策における緊急対応 (主に、2020年度) (3)

2) 効果的な感染防止等の取り組み支援事業

- 障害福祉サービス事業所に対して、感染症対策に関するマニュアル作成、研修・実施指導の実施、事業継続計画の作成と作成の指導者養成研修の実施
- 職員・利用者のメンタルヘルスの改善に関する取り組みのサポートガイドの作成、事業所で対応できないケースの相談支援の窓口の設置など

3) 特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの代替的支援事業

- この事業では、COVID-19の感染拡大により放課後等デイサービスに通所できない利用者に対して、事業所の職員が電話や訪問により児童の健康管理、相談支援などの通所に代わる代替支援を行った場合、利用者負担を免除

障害者福祉施策における緊急対応 (主に、2020年度) (4)

4) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

- ①生産活動活性化支援事業、②障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業、③共同受注窓口を通じた全国的受注支援体制構築事業の3つの事業

5) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業

- COVID-19の感染拡大による外出自粛や外出先の休業などによって、通所先での入浴機会が減少した障害者に対して、居宅での入浴機会の確保のため、訪問入浴サービスに必要なサービス提供体制を強化事業

6) 医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業

- この事業は、人工呼吸器などを利用する在宅の医療的ケア児（者）のために、国において、消毒・衛生に関する物品を一括して買い上げ、医療的ケア児（者）が優先的に確保できるような体制を構築し、必要な衛生用品を配送する事業

まとめ

- 障害者福祉のもともと抱えている潜在的な問題が、パンデミックによって顕在化したと考えるべきではないか。
- 入所施設中心（個室ではなく複数1室利用等の環境も含む）の施策→クラスターが生じやすく、ゾーニングがしにくい環境。その上、職員体制に余力がないことからクラスター発生後の施設の正常化に非常に時間がかかる問題。
- 福祉的就労から一般就労への重点化→感染拡大による一般就労の状況の悪化がストレートに影響を与える問題。
- 児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の学校と連動した福祉サービスの拡大→休校がそれらの事業の負担を増大する問題（障害児をめぐる福祉行政、教育行政の連動のなさもともと問題）
- パンデミックには、社会防衛思想が個々の人権よりも優先される危険性がもともとあることから、自粛警察のターゲットに障害者（児）およびその家族がなりやすい問題。マスク装着、ワクチン接種およびワクチンパスポート等の問題において特に危惧をしている。